

宮城県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法第292条の規定において準用する同法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和8年1月26日

宮城県後期高齢者医療広域連合監査委員 土井 一朗
宮城県後期高齢者医療広域連合監査委員 木村 和彦

定期監査報告書

1 監査の概要

本監査は、宮城県後期高齢者医療広域連合監査基準に則り実施した。

(1) 監査の種類

令和7年度宮城県後期高齢者医療広域連合定期監査

(2) 監査の対象

令和6年9月1日から令和7年8月31日までの広域連合事務局、議会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局の財務に関する事務の執行状況

(3) 監査の実施期間

令和7年9月12日から令和7年11月27日まで

(4) 主な実施内容

監査の対象とした財務に関する事務の執行について、広域連合事務局、議会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、証拠突合その他通常実施すべき監査手続を実施した。

2 監査の結果

監査の結果、広域連合事務局、議会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局の財務に関する事務の執行状況について関係書類を確認した範囲においては、おおむね適正に行われているものと認められた。

なお、指摘には至らなかったが、監査を執行する中で見受けられた改善等を要する事項については、広域連合事務局に対してその内容を示し、適正な事務執行に努めるよう要望した。